

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年7月24日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 総合政策課の平成24年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成25年5月16日～平成25年5月24日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 現時点での備品台帳を整備し、現物と照合できるような方法により、正確な備品管理に努めること。	現時点での備品台帳を整備しました。今後、その台帳に基づき、適正な管理に努めます。